

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 標準負担額減額認定及び特定標準負担額減額認定等に係るQ&Aについて
2. 標準負担額減額認定申請書様式等の参考例

(合計 本紙含め10枚)

vol. 43

平成12年3月6日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく願いいたします。

事 務 連 絡
平成12年3月6日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

標準負担額減額認定及び特定標準負担額減額認定等に係るQ & Aについて

標準負担額減額認定及び特定標準負担額減額認定等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容ご了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

標準負担額減額認定及び特定標準負担額減額認定等に係るQ & A

	質 問	回 答
1	<p>高額介護サービス費及び標準負担額減額又は特定標準負担額減額の認定における市町村民税の課税・非課税の判断は、介護保険の保険料賦課と同じ取扱いとするのか。それとも「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（昭和57年8月24日保険発第62号保険局国民健康保険課長通知）」と同様の取扱いになるのか。</p>	<p>介護保険での保険料賦課と同じ取扱いとする。 （介護保険最新情報Vol. 36参照）</p>
2	<p>標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の有効期間の設定はどのようにするのか。 また、利用者負担額減額・免除認定証（旧措置入所者）については特定標準負担額減額認定証の有効期間と合わせる必要があるのか。</p>	<p>標準負担額の減額認定の適用年月日は、申請のあった日の属する月の初日。有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の5月31日まで（申請が4月から5月までの間に行われた場合はその年度の5月31日まで）とする。 ただし、施行時における特定標準負担額減額認定証については「平成12年4月1日から平成13年5月31日」として差し支えない。 また、旧措置者の利用者負担額減額・免除認定証については、特定標準負担額減額認定証と有効期間を合わせることとする。</p>
3	<p>標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の減額認定事項には何を記載するのか。</p>	<p>減額認定された標準負担額（日額）としての金額（円）を記載する。</p>

4	<p>標準負担額減額認定証及び特定標準負担額減額認定証の申請書の様式は変わるのか。</p>	<p>平成11年9月17日全国課長会議において申請書の様式案を提示したが、今回施行規則の一部改正に伴い、記載事項に一部追加が生じるので別途、参考例をお示しする。</p>
5	<p>旧措置入所者の課税確認は毎年行うのか。</p>	<p>食費に係る特定標準負担額及び介護費に係る利用者負担の特例ともに、所得の区分の分類における市町村民税世帯非課税か否かの判断は、新規の入所者と同様、毎年行う必要がある。</p> <p>ただし、平成12年については、これを不要として差し支えない。</p>
6	<p>食費に係る特定標準負担額の算定における「介護保険法の施行の際現に徴収されている費用の額」とはいつの時点の額か。</p>	<p>平成12年3月における入所者本人に係る費用徴収額を指すものであり、5年間継続してこの額を用いることとする。</p> <p>なお一日当たりの費用徴収額（費用徴収額（月額）を31で除して得た額（10円未満切り捨て））が300円未満になる者については、この費用徴収額をもって特定標準負担額とすること。</p>
7	<p>介護費に係る利用者負担の特例の算定における「法施行の際現に当該措置に係る者から徴収している額」についても時点はいつか。また、旧措置者ごとに受けている要介護認定により個別に設定していくのか。</p>	<p>食費の場合と同様、平成12年3月における入所者本人に係る費用徴収額を指すもので、5年間継続してこの額を用いることとする。</p> <p>また、この費用徴収額と比較する際に算定する基準費用額は、個別の要介護認定結果ごとに、指定施設サービ</p>

		<p>ス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表1の口の(1)の(一)（旧措置入所者介護福祉施設サービス費（I）（介護・看護職員の配置が3:1の場合））に定める単位数に10円を乗じて得た額とし、地域区分や初期加算等の諸加算は含まないこととする。</p> <p>この費用徴収額が、特別な事情により、当該措置に係る者から通常徴収してきた額よりも著しく大きくなっていると市町村が判断する場合には、通常の徴収額をもって替えて算定して差し支えない。</p> <p>なお、費用徴収額の変更に当たっては、昭和63年5月27日社老第75号社会局老人福祉課長通知「老人保護措置費の国庫負担（費用徴収基準）の取扱い細則について」第2の1の(2)アからエを参考にすること。</p>
8	<p>旧措置者の費用算定において、要介護状態が変わった場合は、改めて費用負担の算定をやり直すことになるのか。</p>	<p>やり直す必要はない。</p>
9	<p>利用者負担や食費の標準負担額が減額等にならない旧措置入所者については、旧措置入所者である事を証明するものがないので、利用者負担額減額・免除認定証を替えて交付してもよいか。</p>	<p>利用者負担額減額・免除認定証を1割負担となる旧措置入所者に対して交付しても差し支えない。</p> <p>この場合の申請書及び証の例を別途提示するので参考とされたい。</p>

介護保険標準負担額減額認定申請書（例）

介護保険標準負担額減額認定申請書

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住 所	〒		電話番号				
介護保険施設の所在地及び名称	〒		電話番号				
入所（院） 年 月 日	年	月	日	減額申請事由	1 市町村民税世帯非課税者等 2 その他 ()		

〇〇市（町村）長 様

上記のとおり食事に係る標準負担額減額認定の申請をします。

平成 年 月 日

住所
申請者
氏名

電話番号

市（町村）記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

下線部が前回提示（11年9月17日全国課長会議）からの修正箇所です。

介護保険特定標準負担額減額認定申請書 (例)

介護保険特定標準負担額減額認定申請書
(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定申請)

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住 所	〒		電話番号				
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒		電話番号				
入所年月日	年	月	日	減額申請事由	1 市町村民税世帯非課税者等 2 その他 ()		

〇〇市(町村)長様

上記のとおり食事に係る特定標準負担額減額認定の申請をします。

平成 年 月 日

住所
申請者
氏名

電話番号

市(町村)記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を把握)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書（例）

介護保険標準負担額・特定標準負担額差額支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号	-----	-----	-----	-----
	-----		被保険者番号	-----	-----	-----	-----
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住所	〒			電話番号			
支払った 標準負担額等	支払った期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日					
	支払った標準負担額	円					
入所（院）期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
食事の提供を受けた 介護保険施設の 所在地及び名称	〒			電話番号			
既に減額認定証の 交付を受けている 方のみ記入	交付年月日	平成 年 月 日					
	適用年月日	平成 年 月 日					
減額認定証の交付 申請又は証を提出 できなかった理由							
<p>〇〇市（町村）長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて食事に係る標準負担額差額の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名 印 電話番号</p>							

注意・この申請書の裏面に該当月分の領収証を添付して下さい。

上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号			
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	-----	-----	-----	-----
			2 当座預金	-----	-----	-----	-----
			3 その他	-----	-----	-----	-----
	フリガナ 口座名義人	-----					

市（町村）記入欄

領収証 確認欄	備 考

下線部が前回提示（11年9月17日全国課長会議）からの修正箇所です。

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（旧措置入所者）（例）

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書
 （特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定申請）

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住 所	〒		電話番号				
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒		電話番号				
入所年月日	年 月 日						
<p>〇〇市（町村）長 様</p> <p>上記のとおり特別養護老人ホームの旧措置入所者の認定及び利用者負担額に係る減額・免除の申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名</p> <p>電話番号</p>							

市（町村）記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を把握)
適用年月日	
年 月 日	
から	
有効期限	
年 月 日	
まで	

下線部が前回提示（11年9月17日全国課長会議）からの修正箇所です。

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（旧措置入所者）（例）

（表面）

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	
（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	
交付年月日 平成 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
	適用年月日 平成 年 月 日から
	有効期限 平成 年 月 日まで
減額・免除等認定事項	給付率 / 100
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<input type="text"/>

（裏面）

注 意 事 項

- 一 特定介護老人福祉施設から指定介護福祉施設サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口へ提出してください。
- 二 指定介護福祉施設サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（食事に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額又は減額された特定標準負担額となります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特定介護老人福祉施設を退所したとき（引き続き他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○ 証の大きさ

縦 128ミリ
横 91ミリ

下線部が前回提示（11年9月17日全国課長会議）からの修正箇所です。